

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局統計事務規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局統計事務規程の一部を改正する規程

京都市交通局統計事務規程の一部を次のように改正する。

第1条中「さけ」を「避け」に改める。

第3条中「企画総務部企画課」を「企画総務部総務課」に改める。

第4条中「企画総務部企画課長」を「企画総務部総務課長」に、「企画課長」を「総務課長」に改める。

第5条及び第6条中「企画課長」を「総務課長」に改める。

第7条中「企画課長」を「総務課長」に、「つど」を「都度」に改める。

第8条ただし書を次のように改める。

ただし、日報については、翌日（当該日が京都市交通局職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第7条第1項に定める休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日）に提出するものとする。

第10条中「企画課長」を「総務課長」に改める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部総務課）